

令和8年度板柳町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減すると共に地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年板柳町規則第14号）及び「板柳町町税等滞納者に対する補助金等交付の取扱い方針（令和7年板柳町告示第40号）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2)継続補助世帯 交付決定後の前年度に、受給した補助金額が補助上限額に達しなかった世帯、又は補助金額にかかる資格認定のみの決定を受けた世帯をいう。
- (3)住居費 結婚を機に新たに物件を購入、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (4)リフォーム費 結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。
- (5)引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (6)貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1)世帯の所得（所得証明書をもとに、令和8年4月から6月に申請の場合は前年度、令和8年7月から令和9年3月に申請の場合は当該年度の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2)夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3)対象となる住居が板柳町内にあること。

- (4)申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が対象となる住宅にあること。
- (5)対象となる住居が公営住宅等の公的賃貸住宅ではないこと。
- (6)対象となる住居が事業主が給与の一部として提供する社宅、官舎、寮等ではないこと。
- (7)その他町長がこの要綱の趣旨に合わないと認める住宅ではないこと。
- (8)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (9)過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (10)板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員ではないこと。
- (11)申請日から1年以上板柳町に定住する意思があること。
- (12)夫婦が次に掲げる講座等のうち、いずれか一つを行うこと。

- ①ライフデザイン講座(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む)
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む)の受講

- 2 補助金の交付を受けることができる継続補助世帯は、補助金を申請するときまで引き続き夫婦の双方又は一方の住民票の住所が対象となる住宅にあること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払われた住居費、リフォーム費及び引越費用の合計とする。ただし、補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の末日までとする。

- 2 補助上限額は、婚姻日において次に掲げる場合によって、それぞれに掲げる額を上限とする。

- (1)夫婦共に29歳以下の新婚世帯 60万円
 - (2)上記以外新婚世帯 30万円
 - (3)継続補助世帯 交付決定年度の前年度の補助上限額から交付決定年度の前年度執行予算による受給済額を差し引いた後の金額
- 3 婚姻日より前に住宅の取得及びリフォームを実施したものにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得及び実施したものであること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、板柳町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。なお、継続補助世帯は前年度に決定を受けた通知をもって、次の(1)から(3)の書類の提出を省略できるものとする。

- (1)婚姻後の戸籍謄本（婚姻証明書等婚姻日及び夫婦の年齢が確認できるもの）

(2) 所得証明書

(3) 貸与型奨学金の返済がある場合は、所得と同じ期間内の返済額が分かる書類

(4) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）

(5) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）

(7) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し（住居費における新築及びリフォームの場合）

(8) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第1項の規定による交付申請は、令和9年3月31日までの間に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書等が提出された場合において、内容を審査し、適当と認めるときは板柳町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第7条 前条により補助の決定の通知を受けた補助対象者は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに板柳町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更内容を審査し、その申請を承認したときは、板柳町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助対象者は、交付決定通知書を受け取った場合は、速やかに板柳町結婚新生活支援補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査等）

第9条 町長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、補助金を受けた世帯に対して、報告を求め、関係書類その他の物件を検査し、または関係者に対して質問することができる。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた世帯が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付を受けた世帯に対し、決定の取り消し及び補助

金の全部または一部の返還を命じることができる。

(補助申請額がない世帯に対する資格認定)

第11条 交付申請年度に補助申請額がなく、次年度に補助金の交付を受けようとする世帯であって、令和9年3月31日までに交付申請を行うことが困難なものは、板柳町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本(婚姻証明書等婚姻日及び夫婦の年齢が確認できるもの)
- (2) 所得証明書
- (3) 貸与型奨学金の返済がある場合は、所得と同じ期間内の返済額が分かる書類
- (4) 夫婦の双方又は一方の住民票(個人番号の記載がないもの)

(資格認定の決定)

第12条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、資格認定の可否を決定するものとする。

2 町長は、資格認定の決定をしたときは、板柳町結婚新生活支援事業補助金資格認定決定書(様式第8号)によりその決定内容を申請者に通知するものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年4月1日より適用する。